

議事日程 (第4号)

平成29年 3月23日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第20号議案 平成29年度中間市一般会計暫定予算
- 日程第 2 第21号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算
- 日程第 3 第22号議案 平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算
- 日程第 4 第23号議案 平成29年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 5 第24号議案 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 第25号議案 平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算
- 日程第 7 第26号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算
- 日程第 8 第27号議案 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第 9 第28号議案 平成29年度中間市水道事業会計暫定予算
- 日程第10 第29号議案 平成29年度中間市病院事業会計暫定予算
(日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議員提出議案 中間市議会会議規則の一部を改正する規則
第 1 号
(日程第11 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求め
第 1 号 る意見書
- 日程第13 意見書案 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見
第 2 号 書
(日程第12～日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 オスプレイの国内からの撤去を求める意見書
第 3 号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 カジノ解禁推進法の撤回とカジノ推進の中止を求める意見
第 4 号 書
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 「組織的犯罪処罰法改正案」(共謀罪)の撤回を求める意
第 5 号 見書
(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	山本 慎悟君	2番	安田 明美君
3番	田口 善大君	4番	小林 信一君
5番	宮下 寛君	6番	青木 孝子君
7番	田口 澄雄君	8番	掛田るみ子君
9番	草場 満彦君	10番	中尾 淳子君
11番	堀田 英雄君	12番	佐々木晴一君
13番	植本 種實君	14番	中野 勝寛君
15番	原田 隆博君	16番	下川 俊秀君
17番	井上 太一君	18番	米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者副市長	……………	後藤 哲治君	
教育長	…………… 増田 俊明君	総務部長	…………… 園田 孝君
総合政策部長	…………… 藤崎 幹彦君	市民部長	…………… 柴田精一郎君
保健福祉部長	…………… 小南 敏夫君	建設産業部長	…………… 間野多喜治君
教育部長	…………… 濱田 孝弘君		
環境上下水道部長	……………	久野 裕彦君	
市立病院事務長	…………… 貞末 孝光君	消防長	…………… 三船 時彦君
総務課長	…………… 後藤 謙治君	財政課長	…………… 田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	……………	村上 智裕君	
企画政策課長	…………… 蔵元 洋一君		
人権男女共同参画課長	……………	蛙田 由美君	
健康増進課長	…………… 岩河内弘子君	介護保険課長	…………… 冷牟田 均君
土木課長	…………… 藤田 晃君	上水道課長	…………… 井上 一君
下水道課長	…………… 岩切 伸一君	市立病院課長	…………… 末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村	拓生君	書	記	八汐	雄樹君	
書	記	熊谷	浩二君	書	記	池田	恭君

○議長（山本 慎悟君）

おはようございます。会議に入ります前に、副市長から報告したい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思っております。後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

平成28年度の特別交付税が3月17日に決定されましたので、ご報告いたします。

本年度における特別交付税の額は7億7,510万円で、昨年度と比較いたしますと3,240万円、率にして4%の減額となっております。

これは、熊本地震、梅雨期等の大雨、台風第10号といった災害の被災団体に係る財政需要が多額であったことが要因であります。

しかしながら、予算額を2,980万円上回る特別交付税の額となったことは、子育て支援や教育環境の整備、世界遺産を中心とした観光振興による地域の活性化、快適な暮らしを支える社会基盤の整備といった地方創生に向けた施策に積極的に取り組む本市といたしましては、非常に心強いものがございます。

これも議会の皆様のご協力とご支援のたまものと感謝いたしております。今後も引き続き効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

午前10時01分開議

○議長（山本 慎悟君）

ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第20号議案

日程第 2. 第21号議案

日程第 3. 第22号議案

日程第 4. 第23号議案

日程第 5. 第24号議案

日程第 6. 第25号議案

日程第 7. 第26号議案

日程第 8. 第27号議案

日程第 9. 第28号議案

日程第10. 第29号議案

○議長（山本 慎悟君）

これより、日程第1、第20号議案から日程第10、第29号議案までの平成29年度

各会計暫定予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第20号議案及び第25号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第20号議案平成29年度中間市一般会計暫定予算について、その概要を申し上げます。

今回の予算は、7月に市長選挙及び市議会議員選挙が予定されておりますことから、新しい市長並びに議会構成が決まった時点において、市政方針とこれに基づく予算を措置することが適切であるとの見解により暫定予算が編成されたもので、選挙後の9月定例会において改めて本予算が提案されるとのことであります。

この暫定予算について総括的に申しますと、人件費、物件費等の義務的経費についてはおおむね6カ月分の見込み額が、また施設管理費等の経常的経費及び国県補助事業については1年間分の所要額が計上されております。その裏づけ財源としては、歳出予算に対応する国県補助金や起債等の特定財源を計上した上で、なお不足する額については、市税及び地方交付税等の一般財源が計上されており、暫定予算総額としては歳入歳出それぞれ106億8,400万円となっております。

具体的な内容といたしまして、まず歳入の主なものとしては、地方交付税が31億1,300万円、市債が7億6,320万円計上されております。国県支出金においては、地方創生推進交付金が110万円、高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金が30万円、それぞれ計上されており、また雑入において、自主防災組織の活動に係る備品整備のためのコミュニティ助成金が200万円計上されております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費において、中間市PR大使である大野いとしさんによる情報発信事業に要する経費として60万円、ふるさと納税の管理業務委託料に940万円、10月にやすらぎ通りで行っている地域活性化イベントに140万円、NPO法人中間市地域活性化協議会が中間市のシンボルである遠賀川をテーマとして行うまちおこし事業に670万円、国土交通省とともに遠賀川を生かした水辺の整備事業を行うための「かわまちづくり計画」策定に200万円が、それぞれ計上されております。

また、運転免許証を自主返納した高齢者に公共交通機関で利用可能なICカードを交付する事業に80万円、中間南校区と底井野校区を運行しているコミュニティバスが、イオンなかま店に乗り入れるためのバス停設置費用に10万円、老朽危険家屋等の除却解体費用の2分の1を助成する事業として1,000万円、市長選挙及び市議会議員選挙に要する経費として2,700万円が、それぞれ計上されております。

商工費では、ケーブルテレビやFMラジオ放送で定期的に中間市の放送枠を設けるため

の広告料として70万円、公式キャラクターであるなかつぱグッズの制作に30万円、本年11月に開催されるフットパス全国大会の開催経費として180万円、NPO法人中間市観光まちづくり協議会設立支援のため260万円が、それぞれ計上されております。

教育費では、児童一人ひとりの個性や学力にあわせたきめ細かな指導が行えるよう、35人学級を小学校6年生まで引き上げるための経費に1,220万円、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒に、家庭学習の習慣づけを行うためのノートを配布する事業に160万円、スポーツや文化芸術活動で顕著な成績を修めた高校生の大会出場経費を一部補助する事業に130万円、中間市営野球場の名称が中間仰木彬記念球場に改称されることに伴う案内看板の経費に80万円が、それぞれ計上されております。

討論において、委員から「高齢者運転免許証自主返納支援事業の助成金額が近隣自治体に比べて少ない。また、地方債の償還が性急に行われながら、一方で国民健康保険税の値上げなどが行われているので、もっと市民生活に即した財政運営を望む」との意見がありました。

次に、第25号議案平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算について、その概要を申し上げます。

主な内容といたしましては、歳出に公有財産購入費5万円、歳入に市債5万円が計上され、歳入歳出それぞれ5万円の暫定予算となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第20号議案は賛成多数で、第25号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第20号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第21号議案、第22号議案、第26号議案、第27号議案、第29号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第20号議案平成29年度中間市一般会計暫定予算につきまして申し上げます。

まず、市民部の歳入の主なものとしまして、市税23億5,830万円が計上されております。その内訳は、市民税10億3,880万円、固定資産税8億7,520万円、都市計画税1億7,760万円、軽自動車税6,330万円、たばこ税2億330万円となっております。

次に、市民部の歳出の主なものとしまして、総務費のうち諸費として、市税の過年度の還付金1,200万円、賦課徴収費として、固定資産税課税システム修正委託料530万

円、戸籍住民基本台帳費として、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金480万円が計上されております。

次に、保健福祉部の歳入の主なものとしましては、国庫負担金18億6,390万円、国庫補助金1億4,650万円、県負担金5億2,540万円、県補助金1億4,810万円となっております。

次に、保健福祉部の歳出の主なものとしましては、社会福祉費では、社会福祉総務費として、生活困窮者自立支援法に基づいた自立、就労、子どもの学習などの支援事業を実施する市民生活相談センターへの委託料2,330万円、障害者福祉費として、障害者自立支援医療費及び生活介護サービス介護給付費等の扶助費4億8,970万円、老人福祉費として、後期高齢者医療療養給付費負担金4億4,900万円が計上されております。

次に、児童福祉費では、子ども・子育て支援費として、保育所施設型給付費6億8,000万円、保育所等整備事業補助金1億1,520万円が計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として、11億8,710万円が計上されており、その内訳は、医療扶助費6億9,460万円、生活扶助費3億4,870万円、住宅扶助費1億180万円などとなっております。

次に、保健衛生費では、予防費として1億7,710万円が計上されており、この中の報償費340万円には、なかま健康マイレージ事業費70万円が含まれております。

討論において、委員から「マイナンバーに関する予算が計上されているが、プライバシーの侵害や成り済まし等の犯罪の危険性があることから反対する」などの意見がありました。

次に、第21号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国民健康保険税4億6,470万円が計上されております。また、国庫支出金として9億5,510万円、療養給付費交付金として9,280万円、前期高齢者交付金として8億6,060万円、県支出金として2億720万円、共同事業交付金として8億2,490万円、繰入金として3億2,840万円、諸収入として1億5,540万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費として24億290万円、後期高齢者支援金等として3億9,070万円、介護納付金として1億3,540万円、共同事業拠出金として7億9,610万円が計上されております。

以上により、暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億8,981万円となっております。

討論において、委員から「県広域化となっても被保険者の負担増とならないよう、一般会計からの繰り入れをぜひ検討していただきたい」などの意見がありました。

次に、第22号議案平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算につきまして

申し上げます。

歳入の主なものとしましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として140万円、貸付金の元利収入として30万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、臨時職員賃金等50万円、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円などが計上されております。

以上により、暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ185万円となっております。

次に、第26号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算につきまして申し上げます。

まず、保険勘定の歳入の主なものとしまして、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として4億9,860万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金として5億5,820万円、支払基金交付金として6億6,510万円、県支出金として3億5,740万円、繰入金として4億1,800万円などが計上されております。

次に、歳出の主なものとしまして、介護サービス利用に伴う保険給付費として22億5,810万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費として1億6,290万円、総務費として7,940万円が計上されております。

以上により、保険事業勘定においては、歳入歳出それぞれ25億133万円となっております。

次に、サービス事業勘定の歳入の主なものとしまして、予防給付費収入として、居宅支援サービス計画費収入2,240万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしまして、居宅介護支援事業費として、新予防給付ケアプラン作成委託料及び嘱託職員人件費等2,240万円が計上されております。

以上により、介護サービス事業勘定においては、歳入歳出それぞれ2,246万円となっております。

討論において、委員から「ヘルパーは介護計画の見直し等重要な役割を担っている。ヘルパーの資格を必要としない総合事業への移行は慎重に行うべきである」などの意見がありました。

次に、第27号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものとしまして、後期高齢者医療保険料として2億7,340万円、一般会計繰入金として9,620万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしまして、一般管理費として270万円、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として3億6,670万円が計上されております。

以上により、暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,107万円となっております。

討論において、委員から「命と健康にかかわる医療を年齢で差別するこの制度は廃止すべきである」などの意見がありました。

次に、第29号議案平成29年度中間市病院事業会計暫定予算につきまして申し上げます。

まず、収益的収入及び支出としまして、収入については、病院事業収益として11億5,653万円が計上されております。

このうち、医業収益として10億3,216万円が計上され、その内訳は、入院収益3億9,914万円、外来収益5億5,531万円、負担金4,832万円などとなっております。

また、医業外収益として1億2,437万円が計上され、その内訳は、他会計補助金4,484万円、負担金交付金5,067万円、長期前受金の戻入2,532万円などとなっております。

支出については、病院事業費用として11億5,571万2,000円が計上されております。

このうち、医業費用として11億3,807万円が計上され、その内訳は、給与費5億4,454万円、薬品等材料費3億1,294万円、委託料等経費2億3,919万円などとなっております。

また、医業外費用として965万円、特別損失として800万円が計上されております。

次に、資本的収入及び支出としまして、収入については9,134万2,000円が計上され、その内訳は、固定資産整備企業債4,500万円、他会計負担金4,634万円となっております。

支出については、8,281万5,000円が計上され、その内訳は、器械備品等購入費4,500万円、企業債償還金3,782万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第20号議案、第21号議案、第26号議案、第27号議案については賛成多数で、第22号議案、第29号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第20号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第23号議案、第24号議案及び第28号議案の暫定予算4件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第20号議案平成29年度中間市一般会計暫定予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、社会資本の改築改修などに伴う社会資本整備総合交付金として1億1,730万円、市営住宅566戸の使用料として4,040万円、住宅市街地総合整備事業費補助金として4,360万円、市有地公売による土地売却収入として1,920万円、消防救急無線デジタル化整備事業助成金として900万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、交通安全対策費としてカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設整備工事、防犯灯LED化の補助金等に1,850万円が計上されております。

衛生費では、火葬施設、し尿処理施設、じんかい処理施設などの広域組合負担金として3億4,700万円、廃品回収などを行っている資源回収団体への奨励金として500万円が計上されております。

労働費では、中間商工会議所が実施している中小企業経営改善指導事業等の補助金として100万円が計上されております。

農林水産費では、岩瀬一丁目地内市有地整備工事に係る農業倉庫移転補償費算定委託料として320万円、上底井野地内の水路改良工事及び保安林地区森林伐採工事等の工事請負費として790万円が計上されております。

商工費では、筑前なかま祭り補助金、地域経済活性化対策補助金、中間市住宅リフォーム助成金等に1,900万円が計上されております。

土木費では、道路維持費において市内道路の舗装及び側溝の修繕料等に5,150万円、道路新設改良費において、御座ノ瀬中ノ谷線バイパス道路新設工事等の社会資本整備総合交付金事業や道路新設改良事業等に2億4,350万円、都市計画費において、仮家大膳橋線、塘ノ内砂山線の街路事業負担金等に1,200万円、5年に1度見直される都市計画基礎調査業務の委託料等に770万円が計上されております。

公園費においては、御座ノ瀬山ポケットパーク整備調査設計、垣生公園池周辺整備調査設計及び市内公園の維持管理の委託料に2,400万円、福岡県植樹祭開催市負担金として150万円が計上されております。

住宅費においては、岩瀬地区の市営住宅の外壁改修工事等に1,040万円、また、中鶴地区建替事業に要する経費として、中鶴更新住宅新築工事に伴う実施設計委託料等に7,860万円が計上されており、中鶴地区の住環境の整備を図ってまいります。

消防費では、消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備保守委託料に1,310万円、第4分団の消防団格納庫改修工事及び桜台二丁目の公園の防火水槽漏水改修工事に490万円、また、備品購入費としてボートトレーラー購入等に420万円が計上されております。

討論において、委員から「御座ノ瀬中ノ谷線バイパスは29年度で完成するとのことだが、開発優先の行政を進めると、市民の社会保障や福祉にしわ寄せが行くので反対する」との意見がありました。

次に、第23号議案平成29年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、下水道利用者からの使用料として3,940万円、一般会計からの繰入金3,840万円が計上されております。

次に歳出の主なものは、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料として5,740万円、両下水処理場の修繕及び光熱水費として1,550万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ7,792万円となっております。

次に、第24号議案平成29年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金2,990万円、公共下水道使用料として2億900万円、国庫補助金3億4,290万円、一般会計からの繰入金3億5,420万円、公共下水道事業債として7億3,300万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、公営企業会計移行業務委託料等に1,230万円、流域下水道処理負担金等に1億7,680万円、砂山地内管渠築造工事ほか21件で8億9,490万円、ガス・水道管等の支障管移設保障費に5,000万円、流域下水道事業に要する建設費負担金に7,480万円、公債費の元金償還金を2億8,110万円、同じく利子償還金として1億1,810万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ17億4,529万円となっております。

次に、第28号議案平成29年度中間市水道事業会計暫定予算について申し上げます。

平成29年度の給水戸数は、中間市と遠賀町をあわせて2万7,687戸を予定し、1日当たりの平均給水量は1万7,602立方メートルと見込まれております。

収益的収入については、水道事業収益6億4,190万円が計上され、その主な収益は、営業収益では、給水収益として5億5,310万円、営業外収益では、下水道工事に伴う配管移設工事補償費で2,430万円が計上されております。

収益的支出について、水道事業費用では6億4,170万円が計上され、主な費用としましては、原水及び浄水費では、浄水場運転監視業務委託料として1億8,050万円、配水及び給水費では、配水管修繕工事費等に7,150万円、また、減価償却費としまして1億8,470万円が計上されております。

その結果、平成28年度は、消費税込みで22万円の純利益が見込まれております。

次に、資本的収入については2億840万円が計上されており、その主なものは、建設改良企業債2億円となっております。資本的支出については4億7,720万円が計上され、その内容は、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行う予定となっております。主な工事としましては、中間地区において、県道中間水巻線配水管布設工事等が14件、遠賀地区において、国道3号線配水管布設替工事等5件で、総件数19件を予定

しております。

以上の建設改良事業については、総事業費3億6,760万円で実施することとなっております。なお、資本的収支の不足額2億6,870万円は、当年度分損益勘定留保資金等により全額補填が予定されております。

討論において、委員から「浄水場の民間委託について、水は市民の口に入るものであるのに、市が責任を持ってすべきであるのに、経費削減のためだけの民間委託には反対する」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第20号議案、第28号議案は賛成多数、第23号議案、第24号議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第20号議案平成29年度中間市一般会計暫定予算及び第28号議案平成29年度中間市水道事業会計暫定予算について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

まず最初に、こうした暫定予算についてですが、各課の予算の組み方についてそれぞれ説明がありましたが、結局年間予算の組み立てをした上で暫定予算という形で組み直したようであります。年間を通しての予算と半年分が混在をしているため、前年度との比較が意味をなさず、結果として中途半端な予算組みという印象です。

また、9月議会では、本予算として再度同じような手間がかかります。次期市長や新たな選挙後の議員に配慮したような説明ですが、本予算としてきちんと組んで、政策的な予算は、従来のように9月議会の補正としたほうがすっきりしていたと思います。

また、9月議会では、前年度の決算という任務がありますので、新たな市長や新しい議員構成の中で、この二つの審議はとても大きな負荷がかかると思います。とはいえ、既にこれで走っていますので、このような事態となったときの次回は配慮を求めます。

次に、高齢者運転免許証の自主返納支援事業やなかま健康マイレージ事業等が新規事業として並べられていますが、暫定予算として政策判断がつきにくい場合を口実にしている以上、新規事業は次期市長に任せるべきだったと思います。

また、高齢者の運転免許証の自主返納支援事業については、確かに県下では、1人1回

5,000円という自治体もありますが、近隣で先行した自治体を見ますと、岡垣町の1万5,000円分や遠賀町の1万円、鞍手町の2万4,000円分とかなり支給に開きがあるのが実態です。そんなに慌てず、もう少し調べてから実施してもよかったですのではないのでしょうか。「5,000円と聞いてがっかりした」という意見も寄せられています。後で増額した場合は、先行した方との差が不満につながって残ると思います。

次に、かねてより問題を指摘していた人事評価制度に、いよいよ一時金の勤勉手当で差をつける制度が導入をされました。同じ職場で最下位の評価の方の勤勉手当の2%が第一番目の評価者に回されます。特定の職員の給料の一部が、同じ職場の同僚に回されることが、それぞれのやりがいにつながるのでしょうか。反目につながるだけではないのでしょうか。しかも、評価は必ずしもそれぞれの納得のいくものではないと思います。決定する上司との人間関係も影響すると思います。制度自体がかなり不満を生み出すものだと思います。

全国に先立って実施した先行自治体の大阪府でも、評価者、被評価者の70%以上の方が、「資質、能力、執務意欲の向上につながるとは思われない」と答えています。同僚や後輩への配慮は評価のプラスには働きにくく、職場の和を壊すだけです。市民に喜ばれる仕事を、とも乖離をいたします。即刻中止を求めます。

次に、市民課におきまして、個人番号カード、マイナンバーカードに係る予算が計上されています。このマイナンバーカード制度は、国民一人一人に固有の番号をつけ、税や社会保障の情報を国が管理をし、プライバシーを侵し、社会保障の給付削減を狙うものです。成り済ましや詐欺などを引き起こす要因となり、市民にメリットはありません。即刻中止を求めます。

次に、障害者福祉におきまして、特別児童福祉手当、月額2,000円と在宅重度障害者援護見舞金、年額6,000円を削減する予算となっています。障がい者の福祉切り捨ては、ノーマライゼーションの精神に外れるもので認められません。

次に、学校給食の問題ですが、民間委託がついています。今、2校を残して全て民間委託化をしています。お隣の北九州市では、委託された学校での離職率が問題となっています。120%や150%という学校も出ています。つまり、やめて採用したが、その方々もやめたという事態です。安定的な、そして何よりも子どもたちに喜ばれ、安心して食べられる学校給食を保障する上でも、市が直接運営する直営化が理想だと思います。かつては、100%そうでした。民間委託の中止と、今現に従事している方の職員としての採用を求めます。

次に、地方債は借金だから、なるべく少ないにこしたことはありません。しかし、後年度の市民の負担の分担という役割もあります。余りに急激な返済は慎むべきだと思います。また、急激な返済によるその効果分は、もっと市民本位に活用すべきだと思います。

現市長の松下市長になる前の平成15年度に、後で交付税として返ってくる臨時財政対

策債を除く地方債の残高は179億1,000万円でしたが、平成29年度の予想では68億7,000万円となっています。その差は110億円にもなります。また、その間の市の貯金に当たる財政調整基金は7.5億円が14.7億円と、実に倍になっています。

財政が厳しいからと、国保に至っては、法定外繰り入れを平成25年度まではほとんど実施をせず、一昨年、来年度と、この3年間で2回の国保税の値上げをしまし、しようとしています。財政の厳しさを盛んに訴えますが、財政が厳しいのは、むしろ市民の方ではないでしょうか。中間市ではそうした借金を減らしてきた結果、平成16年度に4億6,000万円あった銀行等への利子払いが、平成29年度の予想では5,400万円と、実に4億円の負担減となっています。市民の過度な公共料金への負担強化は、市内経済の悪循環につながり、税収の減にもつながります。中間市の財政を悪くする原因ともなります。市民の生活を支える財政運用を求めます。

次に、第28号議案平成29年度中間市水道事業会計暫定予算について、反対意見を申し述べます。

休祭日及び夜間の浄水場の業務が民間委託されています。水は命の源です。安全安心の水を供給する水道事業は、あくまでも直営でやるべきです。また、このような安易な民間委託の実施が、個別の組織や企業では効率化と捉えて評価されますが、それが全体から見れば、無権利、低賃金の労働者の拡散につながり、この国の経済を大きく損なわせています。公的機関である地方自治体が率先してやるべきことではありません。即刻、もとの直営に戻すことを求めます。

以上のことから、2つの来年度の暫定予算には反対をいたします。

○議長（山本 慎悟君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第21号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算、第26号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算、第27号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算につきまして、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

特別会計国民健康保険事業暫定予算では、国保税が3年連続で引き上げられ、市民の大きな負担になっています。国保は、他の協会けんぽなどの公的医療保険に比べて、高齢者や低所得者が多く加入しているという問題を抱えており、高過ぎる保険税や財政悪化につながる要因になっています。高過ぎる保険税は、国民が必要な医療を受ける大きな障がいともなっています。高過ぎる国保税を解消するために、市税の運用の見直しと国庫負担の大幅な引き上げを求めるものです。

2018年度から、国民健康保険の都道府県化が行われます。全国的に、一般会計からの法定外繰り入れを考慮しない標準保険料率は現在の約2倍になり、埼玉県では1.7倍

と試算しています。厚労省は、都道府県化後も市町村の一般会計からの法定外繰り入れは自治事務であることから認めていますので、一般会計からの法定外繰り入れを継続することを求めるものです。

次に、介護保険事業特別会計暫定予算では、高額介護サービス費を月額限度額、現行の3万7,200円を17年度は8月から4万4,400円に引き上げます。また、ことし4月から、要支援1、2の高齢者を介護保険から外し、通所介護や家事援助をシルバーセンターなどに委ねる総合事業が全面的にスタートします。ヘルパーは家事代行ではなく、高齢者を継続的に見ることによって認知症など状態の変化を見つけ、介護計画の見直しにつなげていきます。要支援者サービスを切り捨てる総合事業への移行に反対するものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計暫定予算では、特例軽減の経過措置がなくなり、所得割、5割軽減が2割軽減に引き下げられ、全国平均月額1,310円の負担増になります。また、扶養家族だった人の定額部分の現行9割軽減は、7割軽減になります。後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直され、75歳以上の人口がふえれば自動的に値上がり、また1人当たりの医療給付がふえればもっと値上がりする仕組みになっています。75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込む後期高齢者医療制度をつくっている国はありません。命と健康にかかわる医療に年齢で差別する制度は、廃止すべきです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号議案から第29号議案までの平成29年度各会計暫定予算10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず20号議案平成29年度中間市一般会計暫定予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案平成29年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案平成29年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案平成29年度中間市水道事業会計暫定予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案平成29年度中間市病院事業会計暫定予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第11、議員提出議案第1号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12. 意見書案第1号

日程第13. 意見書案第2号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第12、意見書案第1号及び日程第13、意見書案第2号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。意見書案第1号及び第2号、2件の趣旨説明を行います。

初めに、意見書案第1号、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっております。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における入境環境整備に関する現状調査結果」によりますと、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘をされております。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅、鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけております。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望いたします。

1、鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。

2、日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。

3、防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

次に、意見書案第2号、指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書案の趣旨説明を行います。

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきました。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3,000者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになりました。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため、廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘をされております。

水道利用者の安心安全のために、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要があります。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求

めます。

1、指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。

2、水道が生活密着型インフラであることを鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異義ありませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異義なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

意見書案第2号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書について討論を行います。

この事業者について、小企業が多く、厳しい経営を余儀なくされている業者も多いことから予測されるわけですが、今ご指摘されているようにトラブルの問題が多くて更新制をやむを得ないと考えるものですが、更新料の負担が重くならないように意見を申し述べて賛成討論といたします。

○議長（山本 慎悟君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題の1、まず、意見書案第1号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第3号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第14、意見書案第3号オスプレイの国内からの撤去を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第3号オスプレイの国内からの撤去を求める意見書案について提案理由を申し述べます。

昨年12月13日、米海兵隊普天間基地所属の垂直離着陸機MV-22オスプレイが、名護市の沿岸から80メートルの浅瀬に墜落し、大破いたしました。この事故についての説明では、米軍の責任者も菅官房長官も「着水」あるいは「不時着水」という表現を使っており、パイロットの判断であくまで「おりた」ということになっています。

また、在沖縄米軍トップのニコルソン第3海兵隊遠征軍司令官は、沖縄県副知事との会談で、「住宅上空を飛ばなかったことを感謝されるべきだ。飛行士は英雄だ」などと述べ、その米軍の占領意識丸出しの発言に、多くの沖縄県民と国民の怒りを買っています。

パイロットがパラシュートで脱出をしている点や、機体がばらばらに大破している点から見て、機体がコントロールされている中で着水したという説明には、かなりの無理があると思います。

沖縄配備直前の2012年9月の日米両政府による安全性に関する合意では、1、人口密集地を避ける、2、夜間訓練飛行を制限するなどを盛り込まれていましたが、今回の事故はその2つにも抵触します。ところが、もっと問題なのは、事故原因の検証もままならぬ、事故からわずか6日後に飛行を再開し、さらに今回の事故の原因となった空中給油を、これも事故からわずか3週間で再開したことであります。稲田防衛大臣が述べたような米側から得た情報や防衛省、自衛隊の専門的知見に照らせば合理性が認められるというようなものではないと思います。

今、オスプレイは全国七つの英語の色名のついたルートで低空飛行訓練を展開しようとしています。飛行ルートには21県、138の市町村が存在します。あくまでもこのルー

トとは、原則的ルートであり、これ以外の地域を飛行することもあります。そうすると、「未亡人製造機」とまで呼ばれる危険この上ないこの飛行機が、私たちの上空を飛び、いきなり落ちてくることも決して架空の話ではありません。

もともとこのオスプレイは、日本を守るといふより、その飛行継続距離の長さとそのスピード、そして搭載容量の大きさから、敵と指定をした国の奥深く入り込み、一気に攻撃し、制圧するための手段としての兵器であります。このような日本の安全にとっても、私たちの命や暮らしにとっても危険この上ない航空機については、我が国から即刻撤去することを求め、提案理由を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異義ありませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異義なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号オスプレイの国内からの撤去を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第4号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第15、意見書案第4号カジノ解禁推進法の撤回とカジノ推進の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

カジノ解禁推進法の撤回とカジノ推進の中止を求める意見書案の提案説明をいたします。

カジノ推進法は、公的主体に限定的に認められてきた賭博を歴史上初めて民間にも解禁する道を開くものです。この法の具体的な規制策や弊害への対策は、全ての同法成立後1年以内に政府の責任で整備する実施法に先送りし、白紙委任のようにカジノ解禁だけを決めるという乱暴なものです。

日本は既にギャンブル大国です。競馬や宝くじなどの公営ギャンブルの売り上げは年間6兆円で、パチンコとスロットマシンは20兆円にも上ります。マカオのカジノの年商が4兆円ですから、日本はいかにギャンブル大国かがわかります。日本は、パチンコという賭博が遊技場として日常的に開かれ、世界の賭博機の60%が密集する特殊な国でもあります。それにもかかわらず、さらにカジノという最も危険で依存性の高い新たな賭博場をつくることは許されません。

カジノの合法化については、反社会的勢力の介入、多重債務問題の発生、青少年への悪影響、ギャンブル依存症患者の増大など、さまざまな問題が懸念されます。

カジノ解禁推進法は、現在刑法が禁じているカジノ賭博を合法化するものです。刑法の賭博禁止の規定について確定した最高裁判決によれば、怠惰や浪費などの悪習を生む、働くという意欲を害する、社会的犯罪の温床となる、などを理由に処罰すべき犯罪だとしています。

2014年の厚生労働省の調査によると、日本のギャンブル依存症患者は推定536万人、成人の4.8%にも上ります。米国の1.6%やオーストラリアの1%に比べても特出しています。世論調査でも、「カジノ解禁に反対する」が約6割になるなど大多数の国民も反対している中で、このような法律を短時間の審議で強行採決したことは許されません。

国会に対し、カジノ解禁推進法を撤回するよう強く求めるとともに、政府は、同法に基づくカジノ解禁のための全ての措置を行わないことを求めるものです。

以上、提案説明は終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異義ありませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異義なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第4号カジノ解禁推進法の撤回とカジノ推進の中止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第5号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第16、意見書案第5号「組織的犯罪処罰法改正案」（共謀罪）の撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛であります。「組織的犯罪処罰法改正案」（共謀罪）の撤回を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

安倍首相は、テロ等準備罪といわれる法案をつくらなければ、国際組織犯罪防止条約を締結できない。国際組織犯罪防止条約を締結できなければ、東京オリンピック・パラリンピックを開けないと言っても過言ではないと国会で答弁をしていますが、国連が求めているこの条約の内容は、テロ対策ではなく、マフィアや暴力団による麻薬密売やマネーロンダリングなどの経済犯罪対策だということです。このことは政府答弁でも認めているのです。ですから、自民党の中からさえも、テロという文言が一つもないのでは、と苦言が出て、急遽条文などにある「組織的犯罪集団」の前に「テロリズム集団その他の」の文言が挿入され、一昨日の21日に閣議決定し、即日国会に提出されたものです。

しかし、日本は、テロ防止に関する国際条約13本全てに締結をしています。また、重大犯罪に対しても予備罪などを含めて十分調べられています。しかも、国会に提出された法案の内容は、2003年、5年、9年と過去3度と廃案になった共謀罪とほとんど変わらないものです。

2人以上で話し合い、計画していることが犯罪に関係しているかどうかは、警察、捜査機関が判断することになるわけですから、盗聴、盗撮、さらには高性能指向性マイクで街頭の会話までが監視対象になる。また、メールやLINE、フェイスブック、ツイッターなど国民監視の強化が常態化することになります。

安倍首相や菅官房長官などは、一般の方々が対象になることはあり得ない、などと連袂していますが、戦前につくられた治安維持法のとくとそっくりです。

当時の内務省刑法局長が、「我々のほうでも運用については非常に注意し、純真な労働

運動や社会運動を傷つけないように心がけている」と言っていますが、実際は、日本共産党を初め、労働運動や農民運動、文化活動、教育者、宗教者などあらゆる分野を弾圧し、昭和3年から終戦の45年までの逮捕者は数十万人で、送検された人は7万5,000人を超え、この治安維持法の弾圧が原因で命を落とされた方は、わかっているだけでも1,682人となっています。

皆さん方もご存じの方もおられると思いますが、「蟹工船」の作者の小林多喜二は、逮捕されて7時間後には拷問で亡くなっています。また、宗教者では、創価教育学会の初代会長の牧口常三郎氏も検挙され、獄死しています。

先日、ノンフィクション作家の保阪正康氏が毎日新聞で、「戦前の治安維持法も、作られた当初は、天皇や私有財産を否定する団体を取り締まることが目的だった。しかし、一般の人たちには関係のない法律だったはずが、考えられないほど増幅し、歯止めが利かなくなっていっていった。治安立法の怖さとはそういうものなのだ。こういう法律が作られたら日常生活が萎縮し、社会に病理を生むことになりかねない。昭和史を調べてきた者として、そうしたことに不安を覚えずにいられない」と述べています。

治安維持法と同じ歴史を繰り返してはならないと思うものです。議員諸氏の賛同を願うものであります。

以上、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異義ありませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異義なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第5号「組織的犯罪処罰法改正案」（共謀罪）の撤回を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 慎悟君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、草場満彦君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（山本 慎悟君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、平成29年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 山 本 慎 悟

議 員 草 場 満 彦

議 員 井 上 太 一